登録番号 第 18541 号

シング®乳剤

●移植前または移植直後から使用できる初期除草剤です。

特長: ●残効性があるのでゆとりのある雑草防除が出来ます。

●移植後処理では少量散布 (300m1/10a) が可能です。

有効成分	ピリブチカルブ (化管法第1種) ・・・12.0% プレチラクロール (化管法第1種) ・・・8.0%		500m1×20
その他化管法該当成分	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル (化管法第1種)・・・12% トリメチルベンゼン(化管法第1種)・・・36%	包装	
性状	黄色澄明可乳化油状液体	有効年限	5年
毒性	普通物※	危険物	2 石-III (指定数量 1000L (非水溶性液体))

※普通物:「毒物及び劇物取締法」(厚生労働省)に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

【適用雑草の範囲及び使用方法】

2015年10月28日付内容

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の 使用回数	使用方法
移植水稲	水田一年生雑草 マツバイ ホタルイ ミズ・カ・ヤツリ ヘラオモダ・カ 水田一年生雑草 マツバ・イ ホタルイ ミズ・カ・ヤツリ	植代後~移植7日前まで			原液湛水散布
		植代時(移植7日前まで)	500mL/10a	1回	植代時に原液のまま散布し 混和する
		植代後~移植7日前まで 移植直後~ルェ1葉期 ただし、移植後30日まで	300mL/10a (少量散布)		原液湛水散布

ピリブチカルブを含む農薬の総使用回数	プレチラクロールを含む農薬の総使用回数
2 回以内	2 回以内

使用上の注意事項-----

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (2) 本剤は雑草の発生前から発生始期に有効なので、ノビエの1葉期までに時期を失しないように散布すること。なお、ホタルイ、ミズガヤツリに対しては発生始期までに使用すること。
- (3) 散布に当たっては、水の出入りを止めて、湛水のまま田面に均一に散布し、少なくとも3~4日間は通常の湛水状態を保つこと。また、散布後7日間は落水しないこと。
- (4) 必要に応じて後処理剤との体系で使用し、雑草の発生状況をよく確認し、時期を失しないように散布すること。低温で長期にわたり雑草が発生する場合、代かきから移植までの期間が長い場合は特に注意すること。
- (5) 本剤を移植後に散布する場合は、水稲になるべくかからないようにすること。

- (6) 代かきをていねいに行い、移植後しばらくは苗が水没しないように管理すること。
- (7) 徒長軟弱苗の場合や、極端な漏水田 (減水深 2cm/日以上) 及び著しいガス発生田では使用をさけること。
- (8) 河川、湖沼、地下水等を汚染しないよう、水管理を適正に行うこと。
- (9) 本剤は自動車の塗装面等に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないように注意すること。また、トラクターの塗装面にかかると変色するおそれがあるので、機械散布(乳剤専用散布機)には使用しないこと。
- (10) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (11) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法------

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。
- (2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 本剤は皮膚に対して弱い刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (4) 散布の際は農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (6) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨-----

- (1) 水産動植物(魚類)に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- (2) 水産動植物 (藻類) に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (3) 散布後は河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
- (4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理 すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----

危険物第四類第二石油類に属するので火気には十分注意すること。

火気をさけ、直射日光の当たらない低温な場所に密栓して保管すること。